可決した意見書

議会は、地方自治法第99条の規定に基づき、地方公共団体の公益に関する事件について意見書を提出することができます。今定例会では次の意見書を可決し、鎌倉市議会として神奈川県知事等に送付しました。

墓地経営許可に関する意見書

鎌倉市は、豊かな歴史的遺産と自然環境の保全に努めることを基調に「古都としての風格を保ちながら、生きる喜びと新しい魅力を創造するまち」を都市像とし、その実現に努めているところである。

しかるに一昨年来、市内各所で墓地造成計画が起こっている。中には、本市のまちづくりの基本方針や土地利用計画と相入れない墓地造成計画もあり、周辺住民もこれらの計画に強く反対している。特に浄明寺地区の計画は、その土地が市街化調整区域、歴史的風土保存区域、第２種風致地区に指定されており、「自然環境の保全に努める地域」としている本市の土地利用方針にそぐわない計画であると言わざるを得ない。また、長谷地区の墓地計画も、その予定地には浄明寺地区と同様の都市計画が定められており、やはり本市の土地利用計画にそぐわない計画である。しかも両地区とも、狭隘な道路事情から墓参時の交通混雑による周辺住民の生活環境や安全性が大きく脅かされることは必至である。

平成12年12月、厚生省（現厚生労働省）は、全国で生じているいわゆる「名義貸し」など墓地経営をめぐる不適切な事態を改善し、墓地行政の適正化を図ることを目的に、都道府県知事等に「墓地経営・管理の指針等について」とする通知を出し、そこで、墓地は国民生活にとって必要な施設である一方、公共の利益との調整が必要な施設であるとし、周辺の生活環境への配慮、調和を求めるとともに、市町村との連携の重要性を強く指摘している。

鎌倉市議会は、この６月定例会において、本市における墓地に関する基本方針の策定とこれに関する条例等の整備をするよう求めた市民からの陳情を採択したところであるが、本市も、現在、鎌倉市まちづくり条例に基づき墓地造成を開発事業とし、土地利用と手続・基準の両面からその具体化に鋭意取り組んでいるところである。

よって、神奈川県におかれては、現在審査中の本件墓地経営許可申請については、厚生省通知の趣旨を十分踏まえるとともに、本市における上記の点を御賢察の上、住民と事業者との協議が調うまで墓地造成計画に経営許可を与えないよう、特段の配慮を強く要望するものである。

製造請負契約
市道路線の廃止・認定

今定例会に市長から製造請負契約を締結するための議案と市道路線の廃止及び認定の議案が提出され、審議の結果、総員の賛成により可決しました。

◇はしご付消防ポンプ自動車の製造請負契約

昭和五十七年三月に購入したはしご付消防ポンプ自動車の老朽化に伴う更新をするものです。契約の相手方は、近鉄モータース株式会社で、契約金額は一億四千百九十六万五千五百二十円です。なお、納入期限は平成十六年一月十五日で、大船消防署に配備される予定です。

◇市道路線の廃止

雪ノ下一丁目二三九番一地先から同所二三八番二地先に至る路線は、現在一般の交通の用に供されていないため、道路法の規定に基づき廃止するものです。

◇市道路線の認定

植木字植谷戸二〇八番八地先から同所二〇六番一八地先の路線は、一般の交通の用に供されているため、梶原二丁目八五六番五四地先から同所八五六番四八地先の路線は、開発行為に伴い築造された道路であり、一般の交通の用に供するため、また、山崎字打越一三九〇番二地先から同所一三九〇番五八地先の路線は、（仮称）鎌倉山崎団地建設事業に関する基本協定書に基づき築造された道路であり、一般の交通の用に供するため、それぞれ道路法の規定に基づき認定するものです。

他の自治体に納入されている同社のはしご付消防ポンプ自動車
（本市に納入されるものは、はしごの長さ等仕様に違いがあります）

補正予算

今定例会に平成十五年度一般会計補正予算及び下水道事業特別会計など五特別会計の補正予算が提出されました。審議の結果、すべての補正予算について、多数の賛成で可決しました。

◇一般会計

補正の内容は歳入歳出いずれも千三百三十万円を追加するもので、補正後の総額は五百四十二億一千八百三十万円となります。

歳出の主なものは、鎌倉市職員の給与に関する条例の改正等による職員給与費の増減に伴う措置を各款に共通して行うほか、次のとおりです。

総務費…自主防災組織及びコミュニティ助成に要する経費、財政調整基金積立金の追加。

民生費・土木費…各特別会計への繰出金の増減。

各特別会計の補正後の総額は次のとおりです。

◇下水道事業特別会計
百十二億五千四百万円

◇大船駅東口市街地再開発事業特別会計
三億八千六百七十万円

◇国民健康保険事業特別会計
百二十八億一千八百二十万円

◇老人保健医療事業特別会計
百六十九億七千六百二十万円

◇介護保険事業特別会計
八十五億七千七百万円

陳情３件を採択

◇知的障害者グループホーム等への家賃補助についての陳情

議会では、精神障害者と知的障害者に対する国や県の制度の違い、補助金のあり方及びグループホーム等を運営する事業者や利用者の現状などの観点から、審議しました。その結果、グループホーム等は、ノーマライゼーションの考え方から重要な施設であるとの認識に立ち、施設運営が厳しい状況の中、本陳情が市内七施設の運営団体の総意として提出されたこと、また入居者の収入も十分とは言えず、生活保障のためにも家賃補助は必要との判断から、総員の賛成により採択しました。

◇宗教法人正満寺（東京都港区）の墓地経営許可申請についての陳情

◇鎌倉市の墓地基本方針策定及び無計画な墓地建設規制についての陳情

二件の陳情の要旨はいずれも、墓地の新設によって、本市の自然環境や歴史的遺産・景観及び市民の良好な生活環境が破壊されるおそれがあるとして、市民の生活権を重視した墓地計画の策定と墓地経営関係等の市条例等の法整備について議会の尽力を願いたいというものです。

市からは、今後も墓地の新設が予測されることから、法令や県条例との整合を図りつつ、本市の地域特性を反映した規制などの対応が可能であるか等多方面から検討する必要があると認識し、その取り組みに対する準備作業を行っているとの説明がありました。

議会では、墓地の設置・経営が地方公共団体の重要な住民サービスであること、墓地の設置場所は、周辺の生活環境との調和が配慮されるべきであることなど市の行政課題として位置付けることが重要であるとの観点から審議した結果、墓地問題はまちづくりの視点において、重要な課題であり、市の早急な取り組みを後押しする必要があるとの判断から、総員の賛成により採択しました。

教育委員会委員

今定例会に、市長から教育委員会の委員の選任についての議案が提出され、議会では総員の賛成により同意しました。選任された方は、次のとおりです。

山口宇宙氏（植木在住）

任期は平成十五年六月二十三日から平成十九年六月二十二日までの四年間です。

委員会構成の変更

委員会の構成が次のとおり変更になりました。

〈議会運営委員会〉

白倉重治委員長が委員長を辞任し、澁谷廣美委員を委員長に選任しました。

編集後記

暑中お見舞い申し上げます。海水浴場開き、花火大会、各地域の夏祭りと、さまざまな行事が続いております。皆様にはお元気でお過ごしのことと慶び申し上げます。

さて、今号の議会だよりですが、本来であれば議長、副議長をはじめ役員改選の内容をお知らせする予定でありましたが、残念ながら記事を載せることができませんでした。

各会派より希望を提出し、投票直前までだれが役員になるかわからなかった方式を改め、二年前から立候補制を導入しました。このことで、無所属議員の立候補も可能となり、議会内の民主化が進んだと考えます。しかし、今回立候補の届け出があったにもかかわらず、投票が行われませんでした。混乱したときこそ、役員の指導力が求められます。

次号で、役員改選の記事をお知らせできることを祈ります。

（K・T）

議会広報委員会

委員長　松尾　崇
副委員長　三輪裕美子
委員　中村聡一郎
委員　大石　和久
委員　髙橋　浩司
委員　小田嶋敏浩

議会のホームページを開設しています

議会の流れ、傍聴方法、請願・陳情の出し方、議会の日程などをお知らせしていますので、ご覧ください。

アドレス…
http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/gikai/index.htm

音声版・点訳版「議会だより」のご案内

本市議会では、鎌倉朗読・録音奉仕会と鎌倉市点訳赤十字奉仕団のご協力により、「議会だより」の音声版（収録テープ）と点訳版を作成し、発行しています。

ご希望の方は、議会事務局までご連絡ください。

☎　0467(23)3000　内線2448番